

**山口市新本庁舎整備基本計画策定支援業務
委託に係る公募型プロポーザル実施要領**

1 目的

この要領は、山口市新本庁舎整備基本計画策定支援業務委託に係る委託業者を特定するためのプロポーザルに関して必要な事項を定める。

2 業務の概要

(1) 業務名

山口市新本庁舎整備基本計画策定支援業務

(2) 業務内容

別紙「山口市新本庁舎整備基本計画策定支援業務仕様書」のとおり。

(3) 履行期間

契約締結日から平成31年3月25日まで

(4) 委託料上限額

20,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

3 参加要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 平成30年6月1日時点において、山口市建設コンサルタント業務等競争入札取扱要綱に規定する建築関係建設コンサルタント業務の建築一般部門、又は土木関係建設コンサルタント業務の都市計画及び地方計画部門について入札参加資格を有すること。なお、本実施要領等の公表時点において登録のない者が上記を満たすためには、平成30年5月15日までに山口市契約監理課へ競争入札参加資格の申請を行う必要がある。

(2) 過去10年間（平成20年度～29年度）に、次に掲げる同種又は類似の業務を元請けとして履行した実績を有する者であること。

ア 同種業務：国又は地方公共団体の庁舎建設（床面積10,000㎡以上）に係る基本計画策定に関する業務（業務名に関係なく、仕様書に示す業務内容と同種の業務内容を含むと認められるもの。）

イ 類似業務：国又は地方公共団体の庁舎建設（床面積10,000㎡以上）に係る設計業務

(3) 管理技術者及び照査技術者は、本業務を遂行する上で技術上の管理を行うに必要な能力と経験を有する技術者で、下記のいずれかの資格を有するものであること。

ア 建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士

イ 技術士法（昭和58年法律第25号）に基づく技術士（都市及び地方計画）

(4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(5) 参加表明書の提出日から契約締結までの間において、山口市入札参加資格者に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続きの申立てをした者でないこと。ただし、更正手続開始の決定を受けた者及び再生計画認可の決定（確定したものに限り。）を受けた者を除く。

4 スケジュール

実施内容	実施期間
実施要領等公表	平成30年5月9日（水）
質問受付期間	平成30年5月9日（水）～5月18日（金）
質問回答期限	平成30年5月23日（水）
参加表明書受付期間	平成30年5月9日（水）～5月25日（金）
企画提案書等の提出要請 及びヒアリング日時の通知	平成30年5月30日（水）
企画提案書類受付期間	平成30年5月30日（水）～6月25日（月）
ヒアリング	平成30年7月5日（木）・6日（金）＜予定＞
特定結果通知予定日	平成30年7月10日（火）＜予定＞
契約締結	平成30年7月中旬＜予定＞

5 質問及び回答

本プロポーザルに関する質問は、参加表明及び企画提案に関する提出書類並びに業務実施に関する事項に限ることとし、評価及び審査に関する質問や提案内容に関する質問は受け付けない。

(1) 提出期限

平成30年5月18日（金）午後5時15分まで

(2) 提出先

本実施要領15に記載

(3) 提出方法

電子メールにて質問書（様式第7号）を提出すること。

(4) 回答方法

質問に対する回答は、集約した上で、質問者名を伏せて平成30年5月23日（水）までに山口市公式ウェブサイトに掲載する。

ただし、簡易な質問等については、電子メール等により個別に回答する場合がある。

6 参加表明書等の提出

(1) 提出書類

提出書類	様式等	備考
ア 参加表明書	様式第1号	
イ 会社概要	様式第2号	会社パンフレット等を添付
ウ 協力会社概要	様式第3号	社外の協力を求める場合のみ提出
エ 関連業務実績調書	様式第4号	契約及び業務完了を証するものの写しを添付
オ 配置予定技術者調書	様式第5号	資格を証するものの写しを添付
カ 業務実施体制調書	様式第6号	

(2) 書類作成上の留意事項

提出書類一式を上記(1)ア～カの順に並べ、インデックスを貼り、提出すること。

(3) 提出期限

平成30年5月25日（金）午後5時15分まで

(4) 提出先

本実施要領15に記載

(5) 提出方法

持参又は郵送（提出期限内必着）

(6) 提出部数

1部

7 企画提案書等の提出要請

- (1) 参加表明書提出者（以下「参加表明者」という。）について、本実施要領3に規定する参加要件の確認を行い、その結果を、平成30年5月30日（水）に参加表明者に通知する。
- (2) 参加要件確認の結果、参加資格を有すると認められた者に対しては、企画提案書等の提出の要請を行うとともに、ヒアリングの日時等について通知する。ただし、本実施要領9（1）の規定により、ヒアリングを実施しないこととした参加表明者については、この限りでない。
- (3) 参加要件確認の結果、参加要件を満たさなかった者に対しては、その旨及びその理由を書面により通知する。

8 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

提出書類	様式等	提出部数
キ 業務実施方針	様式自由。但し、A3横長片面で1枚	11部
ク 企画提案書	様式自由。但し、テーマごとにA3横長片面で1枚	11部
ケ 工程表	様式自由。但し、A3横長片面で1枚	11部
コ 参考見積書	山口市長宛。様式自由。但し、A4サイズ1枚とし、業務ごとの内訳金額がわかること	1部

(2) 企画提案の内容

テーマ別企画提案書は、基本方針の内容を踏まえ、本市の有する歴史・文化や県都としての役割、山口都市核における新本庁舎の役割やあり方を整理し、今後の社会経済情勢の変化や技術革新の動向など、未来を見据えた視点をもって、以下のテーマについて簡潔に提案すること。

ア 新本庁舎整備の進め方について

イ これからの新本庁舎に求められる機能について

ウ これからの新本庁舎に求められる適正な規模について

(3) 書類作成上の留意事項

- ア 文字サイズは10ポイント以上とする。ただし、図表中に使用する文字についてはこの限りでない。
- イ 提出書類一式を上記(1)キ～コの順に並べてホチキス止めとし、インデックスを貼り、A3サイズの場合はA4サイズに折りたたむこと。

(4) 提出期限

平成30年6月25日（月）午後5時15分まで

(5) 提出先

本実施要領15に記載

(6) 提出方法

持参又は郵送（提出期限内必着）

9 企画提案書等の評価

(1) 書類評価

有識者及び本市職員で構成する「山口市新本庁舎整備基本計画策定支援業務公募型プロポーザル評価委員会（以下「評価委員会」という。）」において、「別表評価基準表」の【書類評価】の各項目を基準とした書類評価を行う。

参加表明者が多数となり、予定している日程内でのヒアリング評価の実施に支障が生じると判断したときは、この書類評価により、企画提案書等の提出要請及びヒアリングを実施する者を選定することがある。この場合、書類評価の結果を全参加表明者に対して通知するとともに、ヒアリングを実施する参加表明者に対してはヒアリング日時を通知する。

(2) ヒアリング評価

企画提案書等の提出者（以下「提案者」という。）を対象に、評価委員会による「別表評価基準表」の【ヒアリング評価】の各項目を基準としたヒアリング評価を実施する。

ア 実施予定日

平成30年7月5日（木）・6日（金）

イ 出席者

出席人数は5人以内とする。

ウ 実施方法

- a 説明は、事前に提出された企画提案書等のみにより行うものとし、パソコン等の機材やパネルの持込は不可とする。
- b 一提案者につき、説明（20分以内）と質疑応答（10分程度）の30分程度を予定。
- c 説明は、主担当者になる予定の者が中心となって行うこと。
- d 開始時間等の詳細は別途通知する。

10 受託候補者の特定

(1) 特定の方法

評価委員会は、委託料上限額の範囲内で、別表評価基準表（書類評価及びヒアリング評価）に基づく評価の結果、平均84点以上（130点満点中）の評価を得た者のうち、合計点が最も高い提案者を受託候補者として選定する。複数の場合は、各評価委員の最高評価点を獲得した数が多い提案者とし、この場合においても同数となった場合には、多数決により選定する。

評価委員会による評価結果について、「山口市新本庁舎整備基本計画策定支援業務公募型プロポーザル審査委員会」の審査を経て、最終的に受託候補者を特定する。

(2) 特定結果の通知等

受託候補者に対しては、「特定通知書」によりその旨を通知する。受託候補者に特定されなかった提案者に対しては、「非特定通知書」によりその旨を通知する。

また、山口市公式ウェブサイトにおいて公表する。その場合、受託候補者については名称及び採点結果等を公表するほか、透明性の確保を図る観点から、その他の候補者についても、名称を伏せて採点結果を公表する。

なお、非特定通知書を受け取った者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日は含めない。）以内に、書面を持参又は郵送することにより、特定しなかった説明を求めることができる。回答は書面で行うものとする。

11 契約の締結

受託候補者と具体的な業務内容及び契約条件について協議し、合意の上、随意契約の方法により契約を締結する。

ただし、契約締結に係る協議が不調に終わったときや、本業務を委託することが著しく不相当と認められる事態が生じたときは、契約を締結しない。この場合において、本業務の受託準備のために要した費用は補償しない。

なお、上記の場合、本市は本プロポーザルの審査結果の上位の者から順に契約締結に係る交渉を行うことがある。

1 2 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 本実施要領に定める手続を遵守しない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 特定結果に影響を与えるような不正行為を行った場合
- (4) その他社会通念に照らし失格に当たる事由があると認められる場合

1 3 その他留意事項

- (1) 参加表明者は、参加表明書の提出をもって、本実施要領等の記載内容及び条件を承諾したものとみなす。
- (2) 提出書類について、持参以外の方法による場合の不達及び遅配を原因とする不利益が生じても、本市はその責任を負わない。配達記録郵便の利用又は電話若しくは電子メールなどにより着信確認を行うなどの対策を講じること。
- (3) 一の提案者は、複数の企画提案をすることはできない。
- (4) 提案に要する一切の費用は、提案者の負担とする。
- (5) 提出書類は返却しない。
- (6) 提出期限以後の書類の提出、再提出、記載内容の修正及び変更は認めない。
- (7) 提出書類は、本プロポーザルのみを使用し、目的外には使用しない。
- (8) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、山口市情報公開条例で規定する非公開文書に該当すると認められるもの以外は公開するものとする。
- (9) 本業務の受託者（協力会社を含む。）に対して、本業務を受託したことを理由に、今後予定している設計業務等に係る受託の制限は行わない。

1 4 関連資料の提供

新本庁舎整備に関連する各計画書等は、山口市公式ウェブサイトからダウンロードすることができる。

また、企画提案書作成の参考とするために本業務に関連する本市保有の資料の貸与を希望する場合は、参加表明書を提出する際に「資料貸与申込書」（様式第8号）により申し出ること。

1 5 問い合わせ先及び書類等の提出先

山口市 総務部 本庁舎整備推進室

郵便番号：753-8650 住所：山口県山口市亀山町2番1号

電話番号：083-934-4151（直通）

F A X：083-934-2944（共用）

E-mail：honchosha@city.yamaguchi.lg.jp

別表 評価基準表

【書類評価】

評価項目		評価基準	委員一人あたりの点数
企業実績等	会社概要（様式第2号）、協力会社概要（様式第3号）、関連業務実績調書（様式第4号）	有資格者数、庁舎の建設に係る基本計画等業務実績	10
配置予定技術者	配置予定技術者調書（様式第5号）	配置技術者の実績及び専任性等	10
業務実施体制	業務実施体制調書（様式第6号）	実施体制、人員体制の妥当性	10
計			30

【ヒアリング評価】

評価項目		評価基準	委員一人あたりの点数
業務実施方針	任意様式A3横長	業務の理解度、実施手順の妥当性、取組体制の適格性	10
企画提案書	【テーマ】 ア新本庁舎整備の進め方について イこれからの新本庁舎に求められる機能について ウこれからの新本庁舎に求められる適正な規模について	提案内容の的確性、実現性等	60
工程表	任意様式A3横長	工程の実現性、効率性	5
ヒアリング評価		説明の的確性、質問に対する応答、取組への意欲	20
提案価格	参考見積書（任意様式A4判）	5×参加業者中最低価格÷当該事業者価格	5
計			100

点数は、書類評価とヒアリング評価の合計点とする。